

事後調査結果

調査項目：土壌汚染

予測した事項：有害物質を含む土壌が存在する場合の掘削土の搬出方法、処理・処分方法

1. 調査地域

調査地域は、図 1-1 に示す幹線街路のうち、有害物質を含む土壌を掘削する工事区域とした。

2. 調査手法

2.1 調査事項

- (1) 予測した事項
 - 1) 有害物質を含む土壌が存在する場合の掘削土の搬出方法、処理・処分方法
- (2) 環境保全のための措置の実施状況

2.2 調査時点

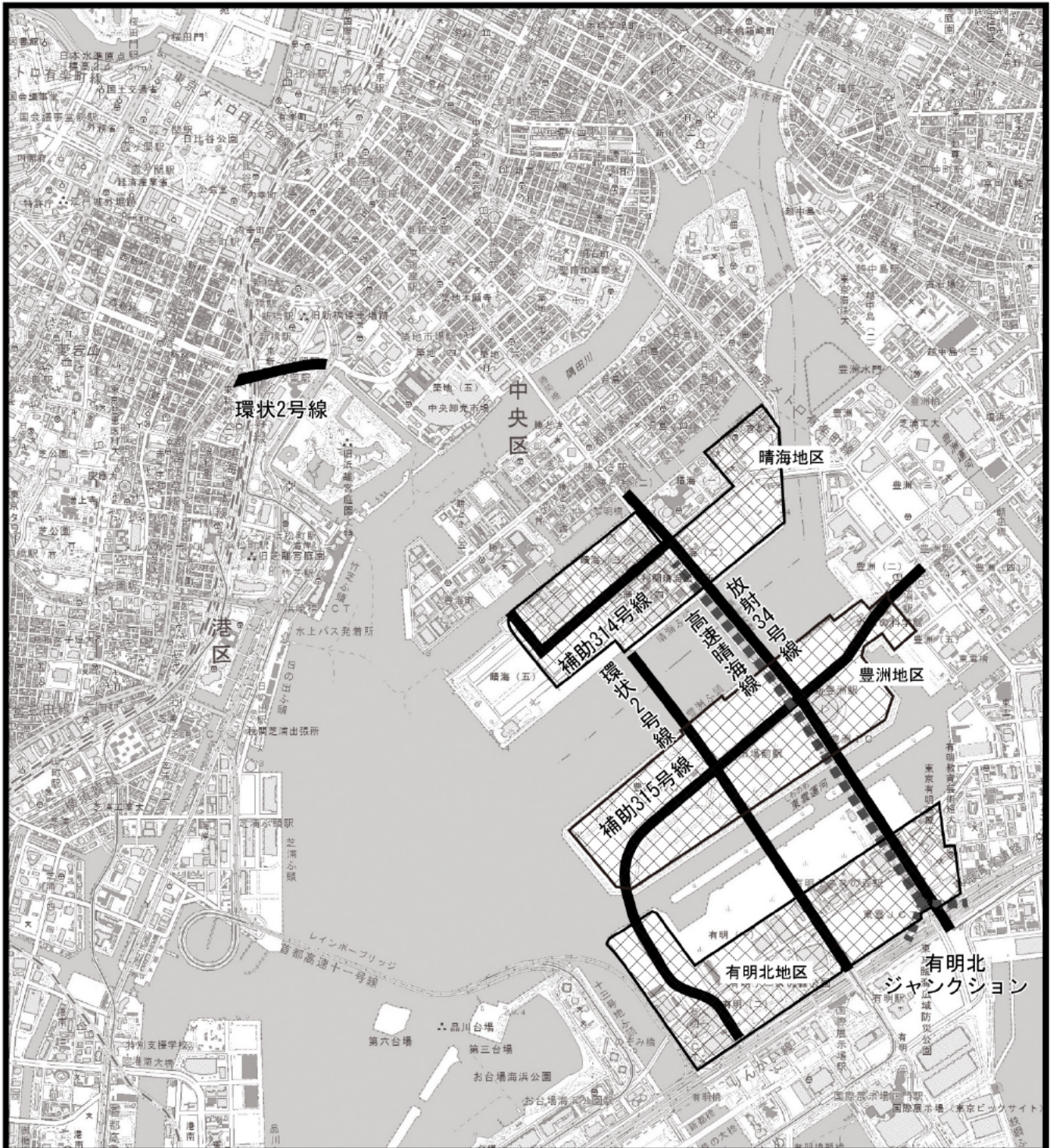
- (1) 予測した事項
 - 1) 有害物質を含む土壌が存在する場合の掘削土の搬出方法、処理・処分方法
平成 21 年 8 月～平成 30 年 12 月とした。
- (2) 環境保全のための措置の実施状況
平成 21 年 8 月～平成 30 年 12 月のうち、有害物質を含む土壌の搬出を行った期間とした。

2.3 調査地点




- (1) 予測した事項
 - 1) 有害物質を含む土壌が存在する場合の掘削土の搬出方法、処理・処分方法
図 1-1 に示す幹線街路のうち、汚染土壌の掘削除去を実施した地点とした。
- (2) 環境保全のための措置の実施状況
汚染土壌の掘削除去を実施した区域とした。

2.4 調査方法

- (1) 予測した事項
 - 1) 有害物質を含む土壌が存在する場合の掘削土の搬出方法、処理・処分方法
事後調査計画書では、「有害物質を含む土壌が存在する場合の掘削土の搬出方法、処理・処分方法」を事後調査で確認することとしている。
そのため、計画地内における土壌汚染対策法に基づく要措置区域または形質変更時要届出区域の指定状況を確認の上、要措置区域または形質変更時要届出区域が存在する場合には、本事業でこれらの区域において土地の形質変更を実施した際の掘削土の搬出方法、処理・処分方法を調査した。
調査は、以下の既存資料調査によった。
 - ・「要措置区域等の指定状況」（東京都環境局ホームページ）
 - ・「要措置区域等の台帳」（東京都環境局）



凡 例

-  幹線街路
-  高速晴海線
-  土地区画整理事業施工区域



Scale 1:30,000

0 300 600 1,200m



図 1-1 調査地域